



情報セキュリティマネジメントシステム基本方針

長崎県国民健康保険団体連合会(以下、「本会」という。)では、療養の給付、介護給付費等の適正な審査・支払、保険者事務共同電算処理事業の各種業務、介護サービスの向上にかかる業務を行っています。これらの業務は個人の診療、介護、資格内容など個人情報を始めとする重要情報を取り扱うものであり、その情報資産の重要性を認識し、適正な安全対策を実施することは社会的責務です。

この社会的責務を果たすため、情報資産にかかる安全対策に関する基本方針として情報セキュリティマネジメントシステム基本方針を定め、本会の情報資産に必要な情報セキュリティを確保・維持し、情報資産の適切な保護に努めます。

■ 対象範囲

対象範囲は、本会の業務に使用するハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、電子媒体等の情報システム等(システムの構成図等の文書を含む)およびすべての情報ならびにすべての役職員等関係者とします。

1. 基本的体制

本会に、情報セキュリティ最高統括責任者を長とする情報セキュリティ委員会を設置し、日々の本会情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認、運用における改善点の調査および見直しを行い、組織として最適な情報セキュリティマネジメントシステムを実施できる体制を確立します。

2. 情報資産の分類と管理

本会において取り扱う情報資産については、機密性、完全性、可用性の三つの側面から重要性を評価し、重要度に応じた適切な管理を行います。

3. 情報資産のセキュリティ対策

情報資産がその目的に沿って適正に管理されているか、定期的リスクアセスメントを行い、それに基づいて必要な対策を講じ、情報セキュリティの向上に努めます。

4. 教育・訓練

情報セキュリティについて、役職員等関係者に十分な教育・訓練を実施し、本会情報セキュリティポリシーの内容の周知徹底を図ります。

5. 法令遵守・罰則

役職員等関係者は職務の遂行において使用する情報資産について、関係法令、契約および情報セキュリティ関連規定を遵守します。また、これらに違反した場合は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、懲戒処分等の対象とします。

6. 評価・見直し

新たに必要対策が発生した場合、または情報セキュリティ監査・点検の結果を踏まえ、適宜情報セキュリティマネジメントシステムの評価・見直しを実施することとし、継続的な改善に努めます。

2009年2月19日制定

長崎県国民健康保険団体連合会

情報セキュリティ最高統括責任者(CIO) 事務局長